

津島市子ども条例推進計画(案)に関する意見募集の結果

期 間：平成28年12月20日から平成29年1月27日まで

周 知：広報及び市ホームページにて周知。

意見募集：市役所、神守支所及び神島田連絡所で閲覧に供し、意見投函箱にて意見募集。

市ホームページにおいても案を公開するとともに、直接持参、郵送、FAX及び電子メールでも意見募集。

意 見：1件(1名)

○意見及びそれに対する考え方

番号	項目	意見の概要	意見に対する考え方
1	(5) 子どもの育成に係る 相談体制の充実 ・学童期・思春期から成 人期に向けた保健対策 の充実	子どもの健康を守るため、子ど もの喫煙防止と受動喫煙の危 害から守る施策が重要ではな いか。	子どもの喫煙防止や受動喫煙の危 害から守るため、喫煙防止教育等の 施策を実施してまいります。 公共施設等の全面禁煙の実施につ きましては、国の施策等にあわせて 検討してまいります。

津島市子ども条例推進計画新旧対照表

改正後		改正前
○津島市子ども条例推進計画		
目次	目次	○津島市子ども条例推進計画
1～4 略 資料編 1～2 略 3 子どもに関する施策 (1)～(4) 略 (5) 子どもの育成に係る相談体制の充実等 1 略	1～4 略 資料編 1～2 略 3 子どもに関する施策 (1)～(4) 略 (5) 子どもの育成に係る相談体制の充実等 1 略	1～4 略 資料編 1～2 略 3 子どもに関する施策 (1)～(4) 略 (5) 子どもの育成に係る相談体制の充実等 1 略
①家庭訪問による早期発見 略	①家庭訪問による早期発見 略	①家庭訪問による早期発見 略
②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 児童生徒の自己肯定感を高める支援として、自己肯定感と関連している要因を検討し、乳幼児健康診査や思春期教育「いのちの大切さ」での啓発内容の充実に努めます。 児童生徒の健康に影響を与える喫煙防止教育、生活習慣教育等を実施し、学校等及び保護者等に対する喫煙防止教育、生活習慣教育等を実施し、学校等関係者と共有できる体制づくりを推進します。 以下 略	②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 児童生徒の自己肯定感を高める支援として、自己肯定感と関連している要因を検討し、乳幼児健康診査や思春期教育「いのちの大切さ」での啓発内容の充実に努めます。 児童生徒が抱える健康課題について、学校等関係者と共有できる体制づくりを推進します。	②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 児童生徒の自己肯定感を高める支援として、自己肯定感と関連している要因を検討し、乳幼児健康診査や思春期教育「いのちの大切さ」での啓発内容の充実に努めます。 児童生徒が抱える健康課題について、学校等関係者と共有できる体制づくりを推進します。